

# 15 区域・事項の振り分け方を踏まえた促進区域設定の検討可否

国定公園全域など下記の区域を①除外区域とした場合、行政区域の全域または島の全体が①除外区域となり、促進区域を設定できない市町村・島が発生。

A案では、行政区域の全域が①除外区域となる市町村が26市町村、島全体が①除外区域となる島が3島発生。

また、今回提示案では、行政区域の全域や島の全体が①除外区域となる市町村・島はなし。

本制度は、地域と合意形成を図りながら再生可能エネルギー事業の導入を促進する制度であるが、①除外区域を広げすぎると、促進区域の設定が不可能となり本制度の主旨である環境の保全に適正に配慮した再生可能エネルギー事業の誘導ができず、現状と変わらない状態になる。

行政区域又は島の全域が除外区域に該当するため、促進区域の設定ができなくなる市町村・島		除外区域に設定される区域
9月初案	(なし)	-
今回提示案	(なし)	-
A案	(2島)	国定公園全域
	(1町(1島))	道立自然公園全域
	(2島)	IBA (KBA)
	(2市8町)	ジオパーク
	(1町)	重要里地里山
	(1村)	自然再生事業の対象区域
	(2市11町1村)	風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (全レベル (注意喚起レベルC以上))
	(1市8町1村)	風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (注意喚起レベルB以上)
(1市2町1村)	風力発電における鳥類のセンシティブティマップ (注意喚起レベルA以上)	

今回提示案では、範囲が不明確な区域等 (IBA、重要里地里山、自然再生事業の対象区域、センシティブティマップ、ジオパーク、国立・国定・道立自然公園の普通地域) は①除外区域に含めず、②考慮対象区域・事項に含めました。

○ 脱炭素先行地域（環境省）の選定に係る加点要素がなくなる

脱炭素先行地域の選定・評価に係る配点

要件	確認事項	評価事項	配点
			合計① 125点
② 再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入	再エネ情報提供システム(REPOS)等を活用し、地域の特性に応じ、再エネ賦存量を確認し、災害防止及び自然環境や景観等の環境保全に係る支障や経済合理性、その他支障の有無も踏まえ、再エネの導入可能量を把握していること	災害リスク及び自然環境や景観等の環境への影響を考慮し、脱炭素先行地域の民生部門の電力消費に伴うCO2排出を実質ゼロとするための追加的な再エネ導入量(新規の再エネ設備の導入量)が大きな計画であること	15点
		実地調査や衛星写真を使用した調査(FS調査等)を実施することにより、再エネの導入可能量をより確実に把握していること	
		地権者、施設管理者、周辺住民等との合意形成の見通しも踏まえた再エネ導入可能量となっていること	
		必要に応じ、下記の事項も考慮して、上記の事項を評価する ー地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を設定し、当該促進区域内で新たに再エネ設備を導入する計画であること ー導入する再エネ設備の種類、設置場所等について、複数の選択肢があるなど、状況に応じた柔軟な導入のあり方を検討していること	

(環境省 脱炭素先行地域募集 (第3回) の「選定・評価に係る配点」より引用)

○ 市町村が、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業における交付金を上限まで受けられなくなる (促進区域内での再エネ導入事業に対する交付上限額引き上げ (15→20億円) )

⇒ 詳細は後述の「参考情報18頁」をご参照ください。

○ 事業者が、環境省補助事業での優先採択・加点対象を受けられなくなる (PPA活用等による地域の再エネ化・レジリエンス強化加速化事業の補助事業の一部など)

⇒ 詳細は後述の「参考情報19頁」をご参照ください。

## 促進区域内での再エネ導入事業に対する優遇措置①



地方公共団体向け



促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。



### ☀️ 脱炭素先行地域

脱炭素先行地域選定の際の評価事項のひとつに、促進区域の設定に関する項目を設定

→選定されると、再エネ交付金（脱炭素先行地域づくり事業）の対象に



### ☀️ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

令和4年度（初年度）予算 **200**億円

#### 重点対策加速化事業

促進区域内での再エネ導入事業に対し  
交付上限額の引き上げ(**15億円→20億円**)

※市町村の場合

### ☀️ 地方創生推進交付金

【内閣府】

申請事業数の上限目安を超える申請が可能に ※地域再生計画に記載されているものに限る。





## 促進区域内での再エネ導入事業に対する優遇措置②

事業者向け

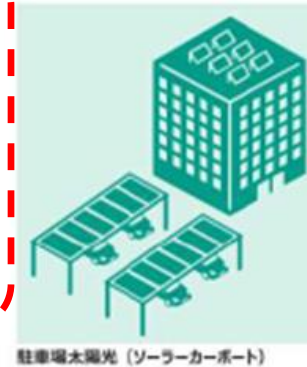


促進区域を設定すると、区域内の事業が各種優遇措置を受けられるようになります。

### ☀️ 環境省補助事業での優先採択・加点対象

促進区域内で実施される事業が、優先採択や加点措置の対象に

※ PPA活用等による地域の再エネ化・レジリエンス強化加速化事業の補助事業の一部 など



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



宮農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

### ☀️ FIT制度での優遇措置等 【経済産業省】

- ① 入札保証金等の免除
- ② 認定要件の一つである地域活用要件の確認手段として活用（太陽光発電以外）

### ☀️ ふるさと融資 【総務省】

地域脱炭素化促進事業への融資上限額の引き上げ等

### ☀️ 地域未来投資促進法 【経済産業省】

地域経済牽引事業計画の申請において、重複部分の記載を省略可能



①除外区域案と②考慮対象区域・事項案は内容が多岐に渡るため、別紙1の①除外区域案、②-1考慮対象区域、②-2考慮対象事項をご参照ください。

道基準は、「地方公共団体実行計画（区域施策家編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」、「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）」等に基づき作成 ← →

① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（除外区域）案					
①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五条の五で定められている事項)	国基準 (①促進区域に含めない区域)	市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）	
				区域名	区域の設定根拠
促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	硫化水素による影響			
		水の汚れによる影響			
		富栄養化による影響			
		水の濁りによる影響			
		溶存酸素量による影響			
		水温による影響			
	大気質への影響				
	騒音による生活環境への影響				
	悪臭による影響				
	温泉への影響		a) 温泉保護地域・準保護地域	a) 温泉法 第3・4条 / 北海道温泉保護対策要綱 第4・別表2 / 温泉資源の保護に関するガイドライン	
	重要な地形及び地質への影響				
	土地の安定性への影響		a) 砂防指定地 b) 地すべり防止区域 c) 急傾斜地崩壊危険区域 d) 土砂災害（特別）警戒区域	a) 砂防法第2・4条 / 砂防法施行条例 第3条 b) 地すべり等防止法 第3・18条 / 地すべり等防止法施行令第5条 c) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3・7条 d) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第7・9・10・26条	

別紙1をご参照ください。


9月の第3回環境審議会での提示案。

## ③ 適用除外案

- 適用除外とは、道基準案で定める①除外区域、②考慮対象区域・事項及び④特例事項の全てを適用しないことができる基準のことで、省令上は、環境影響評価法の対象規模未満の事業に設定が可能
- 道では、北海道環境影響評価条例の対象規模未満の事業に、環境影響評価手続を求めているため、地域脱炭素化促進事業にのみ、全ての規模の事業に対して道基準案で環境配慮を求めることは、現行条例と不整合が生じる
- 現行条例を超えて新たな義務を課さないために、道の適用除外案は、北海道環境影響評価条例の対象規模未満の事業に設定する

## ④ 特例事項案

- 特例事項とは、事業の規模、設置の形態、場所を限定して、都道府県基準の中から一部のみを適用する事項を選別できる基準のことで、環境影響評価法の対象規模未満の事業に設定が可能
- 道では、環境影響評価手続において、事業の規模、設定の形態、場所に応じて求める環境配慮事項を減らすことはしていないため、道基準案においても、特例事項は設定しない



③適用除外案と④特例事項案については、①除外区域案と②考慮対象区域・事項案が具体的に定まってきた際に、③適用除外案や④特例事項案を定める施設の種類や規模があるか、ご審議いただきたい。

## 第5回 北海道環境審議会

（令和5年1月13日）

環境審議会各部会や  
環境影響評価審議会などに意見照会

## 市町村に意見照会

（令和5年1～3月）

## 環境審議会

（道基準案の審議・答申）

## 参考情報



# 参考情報（1）

（ア）基本的な考え方（9月初案）

9月の第3回環境審議会での提示案。

○ 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保

○ 道の地方公共団体実行計画との整合

○ 再生可能エネルギーの潜在的な利用可能性を踏まえる

○ 客観的かつ科学的な知見に基づいた情報を設定

※ 国基準の基本的な考え方は示されておられません

※ 都道府県基準の定め方（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則抜粋）は次ページ

### （イ） 都道府県基準の定め方について

#### 〔 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則 第五条の四 〕

都道府県基準は、次に掲げる事項を旨として定めるものとする。

- 一 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること
- 二 当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること
- 三 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること
- 四 国又は地方公共団体等が有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること

## (ウ) 他府県の状況 (1)

(令和4年(2022年)10月14日現在)

他府県の促進区域の設定に係る都道府県基準の策定または検討の状況。

No.	府県	都道府県基準の策定	対象施設の 種類	基本的な 考え方	基準設定の 考え方	特例事項	適用除外	例示
i	長野県	設定済み	太陽光	設定	—	—	設定	あり
ii	徳島県	設定済み	太陽光	—	—	—	設定	—
iii	京都府 (案)	審議中	太陽光  風力	検討中  (資料記載あり)	—  (資料記載なし)	—  (資料記載なし)	—  (資料記載なし)	検討中  (資料記載あり)
iv	宮城県 (案)	審議中	全種	—  (資料記載なし)	—  (資料記載なし)	—  (資料記載なし)	—  (資料記載なし)	—  (資料記載なし)

## （ウ）他府県の状況（２）

（令和４年（２０２２年）１０月１４日現在）

他府県の促進区域の設定に係る都道府県基準の基本的な考え方。

No.	府県	都道府県基準の基本的な考え方
i	長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県の地域特性を踏まえた安心・安全な再生可能エネルギーの推進</li> <li>○ 本県を特長づける多様な自然的社会的機能を持つ森林の役割を重視した再生可能エネルギーの推進</li> <li>○ 本県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再生可能エネルギーの推進</li> <li>○ 本県の自然豊かな景観・眺望と調和した再生可能エネルギーの推進</li> </ul>
ii	徳島県	—
iii	京都府 (案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域 「当該区域の根拠法等の関係規定に照らして、施設の設置が困難な区域を定める。」</li> <li>○ 考慮を要する区域・事項等 「市町村による促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業計画の認定に当たって、考慮すべき区域や事項、収集すべき情報やその収集方法を定める。」 「考慮すべき区域・事項は、促進区域の設定に当たっての考え方と計画認定に当たっての考え方のそれぞれを定める。」</li> <li>○ 全般的な事項 上記の個別具体的な基準に加えて、以下の全般的な考え方に基づくものであることを基準中に明記する。</li> </ul>
iv	宮城県(案)	—



## (ウ) 他府県の状況 (3)

(令和4年(2022年)10月14日現在)

他府県の都道府県基準に関する「市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域」の策定または検討の状況。 【対象施設：太陽光発電】 ●：基準として設定済み / ○：基準候補として検討中

No.	区域	長野	徳島	京都 (案)	宮城 (案)
1	水道水源保全地区	●			
2	水道水源特定保全地域				○
3	水資源保全地域	●			
4	砂防指定地	●			○
5	地すべり防止区域	●			○
6	急傾斜地崩壊危険区域	●			○
7	土砂災害特別警戒区域	●			○
8	土砂災害危険箇所	●			
9	山地災害危険地区	●			
10	河川区域	●		○	
11	農用地区域内農地	●			
12	甲種農地	●			
13	第1種農地	●			
14	国生息地等保護区			○	
15	府県生息地等保護区			○	
16	希少野生動植物生息地保護区	●	●		
17	府県自然環境保全地域		●	○	○
18	府県自然環境保全地域 特別地区	●			
19	国立・国定自然公園第1種特別地域	●	●	○	○
20	国立・国定自然公園第2種特別地域	●		○	○

No.	区域	長野	徳島	京都 (案)	宮城 (案)
21	国立・国定自然公園第3種特別地域	●		○	○
22	府県立自然公園第1種特別地域	●	●	○	○
23	府県立自然公園第2種特別地域	●		○	○
24	府県立自然公園第3種特別地域	●		○	○
25	国指定鳥獣保護区			○	
26	国指定剣山山系鳥獣保護区		●		
27	府県指定鳥獣保護区			○	
28	府県指定鳥獣保護区特別保護地区	●	●		○
29	保安林	●	●	○	○
30	地域森林計画対象森林	●			
31	森林整備保全重点地域	●			
32	第一種森林管理重点地域		●		
33	風致地区	●			
34	近郊緑地(特別)保全地区			○	
35	特別緑地保全地区			○	
36	生産緑地地区			○	
37	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	●			
38	伝統的建造物群保全地区	●			
39	海岸保全区域			○	
40	太陽光発電設備の設置禁止区域	●			